

2020年5月19日
日本郵便株式会社

社会福祉協議会「緊急小口資金の特例貸付」の受付業務代行の開始について

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 衣川 和秀）は、社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度のうち、「緊急小口資金の特例貸付」の受付業務の代行を開始いたします。

1 概要

都道府県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少された方を対象に「緊急小口資金の特例貸付」の取扱いを3月から開始しています。

この「緊急小口資金の特例貸付」について、全国2,160の郵便局（市区町村1カ所以上）においてお申込みを受け付ける業務を代行いたします。

2 ご利用方法

あらかじめお客さまにご記入・ご確認いただいた借入申請書類（借入申込書、借用書、重要事項説明書および申立書）、住民票（世帯全員／原本）、通帳またはキャッシュカード、本人確認書類を郵便局窓口にお持ちいただきます（詳細は別紙1のとおり）。

なお、借入申請書類や、ご記入・ご確認いただきたい事項は、以下のページからご覧いただけます。
[お知らせ「緊急小口資金の特例貸付」のお申込みに必要な書類について](#)

3 取扱期間

2020年5月28日（木）から同年7月31日（金）まで

4 取り扱い郵便局

全国の市町村の主に大規模な窓口のある郵便局（一部の市町村では小規模の郵便局）でお取り扱いします。（別紙2のとおりです。）

※ お申込みの受け付けにあたり、日時を指定させていただくなど、ご予約をお願いする場合がございますので、事前に取り扱い郵便局へ電話でのご確認をお願いいたします。

以上

【お客さまのお問い合わせ先】

(特例貸付に関すること)

個人向け緊急小口資金・総合支援資金

相談センター

<電話番号>0120-46-1999

<受付時間>9:00～21:00

(郵便局の業務に関すること)

日本郵便株式会社

お客様サービス相談センター

<電話番号>0120-2328-86（フリーコール）

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666（通話料はお客様負担です）

<ご案内時間>

平日 8:00～21:00

土・日・休日 9:00～21:00

※おかげ間違ひのないようにご注意ください。